

京都中丹区域都市開発区域建設計画

平成18年7月

京 都 府

目 次

1. 計画の性格	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本的方向	1
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	3
6. 産業の業種、規模等に関する事項	4
7. 土地の利用に関する事項	6
8. 施設の整備に関する事項	7
9. 環境の保全に関する事項	13
10. 防災対策に関する事項	14

1 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、京都中丹区域都市開発区域の整備及び開発に際し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した中丹区域を対象とする。

関係市は、次のとおりである。

福知山市（一部）、舞鶴市（一部）、綾部市（一部）、宮津市（一部）

3 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画の基本的方向

(1) 本区域は、京都府の北部に位置し、京阪神大都市地域から概ね100km以内の距離にあり、北は日本海に面し、東は福井県嶺南地域、西は兵庫県但馬・丹波地域に接し、商業、港湾、工業、観光といった多彩な機能と集積を持つ福知山市、舞鶴市、綾部市及び宮津市の市街地が形成されている。

臨海部は、近畿圏における環日本海交流の門戸港・京都舞鶴港を擁する舞鶴市と、特別名勝天橋立を有する宮津市が、近畿の日本海沿岸部における貿易、商工業、水産業、観光関連産業等の拠点を形成している。また、内陸部は、商圏が丹後、但馬地方に及ぶ福知山市の商業集積に加え、国内有数の内陸工業団地である同市の長田野工業団地や綾部市の綾部工業団地

等を擁し、商業、工業の拠点を形成している。

このように、本区域は、多彩な機能を有する四つの都市が機能を分担・連携しながら、全体として北近畿における産業・都市機能の中心的な役割を果たしているが、近年、近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道等の整備や、京都縦貫幹線鉄道の輸送力増強など広域交通網の整備により、京阪神大都市地域との時間距離が短縮されるとともに、4都市相互間のネットワークも強化されつつあり、今後ますます一体的な都市としての性格を強めながら、ポテンシャルが高まっていくことが見込まれる。

また、この地域は、環日本海諸国と京阪神地域を結ぶ近畿の南北軸と、今後形成される北陸・山陰につながる日本海側の東西軸との結節エリアに位置しており、グローバルに展開する時代の中で、近畿圏における環日本海交流の窓口としても、重要な機能を発揮していくことが期待されている。

今後は、高速交通網の整備効果と地域の特性を最大限に活かし、景観に配慮しながら、必要な高次都市機能の整備とその有機的連携を図り、自立かつ一体的に発展する北近畿の中核的な都市圏を形成していくことが必要である。

- (2) 京都縦貫自動車道や京都縦貫幹線鉄道等の整備を推進し、京阪神大都市地域との時間距離の短縮や域内移動利便性の向上を図り、また、環日本海時代の到来を視野に入れつつ、京都舞鶴港、鳥取豊岡宮津自動車道等の整備を進める中で、日本海沿岸の他府県とも有機的な連携を強め環日本海交流の積極的な推進により、地域の活性化を実現していく。

これら交通条件の改善により、本区域内の特色ある4都市が緩やかに連携し、一体的な都市群として地方中核都市にふさわしい高度な商業・業務・サービス機能等を発揮していくことを目指して、国際交流機能、居住・観光レクリエーション機能、生産・物流機能、商業・業務機能など多彩な機能を担う地域として整備し、裾野の広い経済基盤に立脚した北近畿をリードする中核的な都市圏の形成を実現する。

また、商店街の集客力低下等により中心市街地の活力が低下していることに対応するため、空き店舗の有効活用、大型商業施設や観光施設、イベントとの連携による集客力の向上等、中心市街地活性化のための総合的な施策を展開し、にぎわいとうるおいのあるまちづくりを推進する。さらに、国際港湾としての京都舞鶴港の機能を充実するため、FAZ（輸入促進地域）の施設を活かしたポートセールスの一層の展開を図るとともに、環日本海圏での「人・もの・情報」の交流を通じ、高次都市機能の一環として

の国際交流拠点の形成を進める。

これらにより、環日本海時代を担う北近畿の拠点的な都市圏の形成を図ることとし、次の方向により各都市における地域整備を進める。

福知山市においては、旧来からの商業・流通・業務集積や長田野工業団地を核とした産業の振興を図るとともに、福知山駅の周辺整備や情報通信機能の整備、高度業務機能の集積等を促進し、当地域における商業・業務拠点の整備を図る。

舞鶴市においては、環日本海交流拠点として、その核となる京都舞鶴港の機能高度化を図るとともに、貿易関連の流通業務機能の充実、海洋・海事機能の集積を活かした産業開発等を進め、また、広域的で多分野にわたる交流機能の拡充を図り魅力ある国際交流拠点としての都市づくりを進める。

綾部市においては、中心市街地の住環境や商業機能の整備を進め都市の魅力を高めるとともに、綾部工業団地等の産業集積を活用した産業振興、広域幹線道路や鉄道の結節点に位置する利点を活かした交通・物流の中継基地としての整備を進める。

宮津市においては、平成 16 年 10 月の台風 23 号被害により事業採択された大手川の「河川激甚災害対策特別緊急事業」の促進や市街地整備等による都市の活性化、観光都市に相応しい景観の創出を図るとともに、豊かな自然や優れた歴史文化などの地域の特性・資源を活かし、観光交流を基軸とした地域産業の発展に向けた整備を進める。

(3) この計画の実施に当たっては、農地、林地等の用途転換及び水資源の確保が必要なものについては、これらと十分調整を図るものとする。

さらに、環境の保全を図るとともに、農林地等の保全、治山治水事業による災害の防止、文化遺産、歴史的環境の保護保存について適切な考慮を払うものとする。

5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の人口は減少傾向にあるものの、今後、京都府北部地域の中核都市群として整備が図られていく中で、人口の減少傾向に歯止めがかかることが期待されている。

平成 17 年の区域内人口 219 千人から、平成 22 年には 7 千人減少し、212

千人になると見込まれる。

(2) 年齢階層別人口は、平成 17 年の年少人口 32 千人、生産年齢人口 134 千人、老年人口 53 千人から、平成 22 年度には年少人口 31 千人、生産年齢人口 126 千人、老年人口 55 千人になるものと見込まれ、一層の高齢化の進展が見込まれる。

(3) 労働力の需給状況については、わが国の経済・社会の変化に伴い、産業・就業構造等に影響を及ぼしているが、特に、高齢化の進展、若年者層の労働力人口の減少など緊急的・中長期的な観点による総合的な対策が重要であるため、経済動向、雇用動向の的確な把握のもとに、雇用の安定・雇用機会の創出の対策を的確に実施する。

また、高齢者や障害者を含めた働く意欲のある人々の就業機会の確保、地域の雇用開発を行うほか、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、急速な技術革新に対応した人材育成の場等の整備を行う。

6 産業の業種、規模等に関する事項

この地域においては、高速交通網の結節点及び京阪神大都市地域との時間距離の短縮の実現を背景として、新しい産業の導入や異業種交流等の推進、既存産業拠点の機能の充実、活力ある産業活動を支える基盤整備を促進し、総合的な立地環境を備えた産業拠点の整備を目指す。また、近畿圏における環日本海交流の門戸港である京都舞鶴港を拠点として、貿易関連産業の集積・育成を促進する。

さらに、商店街の集客力低下等による中心市街地の活力低下に対応するため、空き店舗の有効活用、大型商業施設や観光施設、イベントとの連携による集客力の向上等、中心市街地活性化のための総合的な施策を展開するとともに、農林漁業については、地域の特性を活かしたブランド産地の育成や「作り育てる漁業」への転換を進めながら、観光産業をはじめとする他産業との連携を図る。

農業については、新鮮で安全な食料を総合的に供給する産地をめざし、担い手育成型ほ場整備、農道整備等、農業農村整備事業を進めるとともに、農作業受託組織等の育成による効率的な営農体制対策の確立や、環境にやさしい農業を推進する。また、京阪神大都市地域への近接性を活用して生鮮野菜や果樹等

の生産を振興するとともに、伝統的な特産物の品質向上、新たな商品作物の開発・定着やブランド化を推進する。さらに、観光・レクリエーション需要に対応し、グリーンツーリズムの促進や体験・滞在型市民農園の整備を進めるとともに、先端農業技術の開発、高度農業情報システムの整備等を促進する。

漁業については、水質保全及び漁場環境の整備に努めつつ、漁港における基幹施設や関連施設の整備等を進める。また、水産資源の持続的利用を図るため、種苗生産・放流技術の向上や養殖業への応用等により「つくり育てる漁業」を推進するとともに、水産資源の適切な管理、保護、回復の対策により「資源管理型漁業」を推進する。さらに、海釣り公園等の整備により観光漁業を推進するとともに、水産流通・加工業の振興を図る。

林業については、林道の整備、間伐等保育の促進等による森林資源の充実、森林の公益的機能の向上等を図るとともに、木材・特用林産物生産の振興、担い手の確保・育成、木材加工・流通体制の充実に努め、地域特性を活かした産地形成を図る。

また、生産基盤と一体となった集落排水施設等の農山漁村の生活環境の整備、適正な土地利用計画に基づく農村地域への工業等の導入などを進め、安定的な兼業経営の確立や定住条件の整備を促進するとともに、農林業における自然循環機能の維持増進に努める。

工業については、高速交通網の整備による京阪神大都市地域との時間距離の短縮効果や京都舞鶴港の貿易機能、豊かな自然等のゆとりある立地環境等を活かして、情報、バイオ、環境関連をはじめとする先端産業等各種産業の立地を促進し、機械製造業、金属加工業など既存の産業集積との有機的な連携を図りながら産業の高度化と活性化を促進する。

商業等については、地域コミュニティの核としての役割を担い得る商業集積の形成を図る。また活力の失われつつある駅周辺地域等の既存商業地においては市街地の再整備とも連携しながら中心市街地活性化策をはじめとしたハードとソフト両面からの総合的な商業振興策を推進することにより、商業を核とした地域の活性化を図る。

貿易については、京都舞鶴港貿易の一層の振興を図るため、港湾施設の整備・近代化を進めるとともに、F A Z機能を活かした長田野工業団地、京都北部中核工業団地（エコトピア京都三和）、綾部工業団地等に向けた積極的なポートセールス活動の強化、環日本海諸国への航路開拓・定期化及びコンテナ化の推進を図る。

観光・レクリエーションについては、地域の恵まれた自然環境、文化、歴史、産業等を組み合わせ、新たな魅力として、幅広く情報発信し、周遊型・滞在型・

体験型観光地としての振興を図る。

7 土地の利用に関する事項

(1) 都市機能の拡散と中心市街地の空洞化や人口動向、超高齢社会を見据え広域的都市機能の適正立地、都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい都市構造の実現を図るため土地利用を検討する。

この区域の土地利用の動向としては、福知山市において土地区画整理事業の実施や長田野工業団地周辺における住宅開発、民間による住宅開発により市街地の形成が見られる。特に、駅周辺においては、土地区画整理事業により良好な市街地の整備が図られているとともに、南北一体となった市街地の再整備に向けて、連続立体交差事業が進められている。

舞鶴市では、東舞鶴駅周辺及び西舞鶴駅周辺の2つの中心市街地地区において、商業業務機能の向上と、利便性の高い住環境の整備が進められている。

綾部市では、綾部駅周辺整備事業が進められているほか、中心市街地において、街路網整備や市街地整備等により良好な市街地の形成が進められている。

宮津市では、市内中心部において、市街地整備等などによる街路整備に伴って、商店街の近代化計画が進められている。

今後、高速交通網等の整備に伴い、多彩な機能を備えた北近畿をリードする中核的な都市圏の形成に向けて、中心市街地における商業・業務等の機能の高度化が期待されている。

(2) 本区域においては、北近畿での世界との交流拠点的な都市圏の形成に向け、工業集積を活かした産業振興や中心市街地の振興を図り、国土利用計画及び京都府土地利用基本計画に即し、地価の安定に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用を促進する。

イ 長田野工業団地や綾部工業団地等における産業集積効果を周辺へと広げるため、関連企業・協力企業の誘導及び技術交流を図る。また、高速交通網の整備効果を活かすため、周辺の適地において、地域特性を踏まえた企業立地を促進する。

ロ 中心部の高次都市機能に加え、工業団地等や、卸売、流通、サービス、

倉庫等の業務団地を整備するとともに、広域複合商業拠点の形成等を進める。また、福知山駅周辺における鉄道の連続立体交差事業や土地区画整理事業等を総合的に進め、市街地の再整備を推進する。

京都舞鶴港及びその周辺地域においては、近畿圏における環日本海交流の拠点としての立地特性を活かし、港湾機能の高度化や、F A Z整備等を推進するとともに、貿易関連の流通・加工・組立を中心とする工業団地の建設及び企業立地を推進する。

さらに、自然、歴史、伝統等を活かし、多彩な活動メニューを提供する集客力の高い個性豊かな観光・レクリエーション拠点としての整備を図る。

ハ 住宅用地については、既存市街地の生活環境関連施設等の基盤整備を促進し、良好な住環境を備えた市街地の形成を図るとともに、これら既存市街地の周辺部や産業拠点開発の周辺部において、その整備状況及び交通網の整備等を勘案しつつ新たな住宅地の必要性を検討する。

ニ 農業地域については、農業農村整備事業を推進し、農地の保全を図りながら、農用地の有効利用を促進する。

森林・林業については、適正な森林整備の推進により森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、担い手の育成確保、林道・作業道等の生産基盤の整備、地域産木材の利用拡大を図る。

ホ 沿岸域については、沿岸漁場や漁港の整備を進める。また、海岸については、侵食等を防止し、土地の保全を図るとともに、親水性にも配慮した海岸保全施設の整備を行う。

8 施設の整備に関する事項

本区域においては、計画の基本的方向に基づき、北近畿の中で中核的役割を果たすことができる都市群の形成を目指すとともに、近畿圏における環日本海交流の窓口として、施設の整備を図る。その大綱は次のとおりである。

(1) 宅地

高次都市機能を備えた中核都市圏の形成を促進する活発な都市活動に対応して、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、宅地開発事業を促進し、住宅用地、工業用地等を確保する。

イ 住宅用地

既存市街地の周辺部や産業拠点開発の周辺部における住宅用地を確保するため、石原、筋谷（福知山市）、獅子崎（宮津市）の土地区画整理事業を引き続き促進する。また、福知山駅周辺（福知山市）において、中心市街地の活性化に資する都市拠点を創出するため、まちづくり交付金事業の導入を図る。

ロ 工場用地

今後の交通条件の改善に伴う産業団地動向等を勘案し、高速交通網の整備が進む周辺地域において、地域特性を踏まえた適地の開発を促進する。

(2) 交通施設

環境への負荷の低減に努めながら、複数の交通機関の連携、既存ストックの有効活用、ネットワークとしての代替性・多重性の確保等を進めつつ、多様なニーズに対応した安全で利便性の高い交通体系の形成を図る。

この地域のポテンシャルを飛躍的に向上させることのできる高速交通網の整備を図り、北部主要都市から京都市都心部までおおむね1時間半以内、大阪市、神戸市の都市部までおおむね2時間以内の到達を目指す。併せて、これに円滑にアクセスできる地域内交通網の計画的な整備を行い、地域内各地から高速交通軸へおおむね1時間圏の実現を図るとともに、隣接県とを結ぶ東西方向の交通軸の充実を図る。さらに、高速交通機関空白地域の解消による全国1日交通圏の実現を目指す。

また、最先端の情報通信技術等を活用し、道路交通の安全性、輸送効率、快適性を飛躍的に向上させるため、高度道路交通システム（ITS）の導入を積極的に推進する。

イ 道路

本区域と京阪神大都市地域とを結ぶ高速交通網の整備を推進するとともに、地域内各地から高速交通軸へアクセスする道路の整備、域内交通の円滑化を図る観点から、市街地等における交通混雑の解消、山間部・海岸部等の幅員狭小区間の改良、災害や雪に強い道路整備、通行不能区間の解消を強力に進め、交通ネットワークの確立を図る。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

高規格幹線道路	近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道
地域高規格道路	鳥取豊岡宮津自動車道
一般国道	9号、27号、175号、429号

主要地方道	舞鶴和知線
街路	福知山綾部線、厚水内線、小倉西舞鶴線、 多保市正明寺線、寺町岡篠尾線

また、都市内道路交通の円滑化をはじめとする都市機能の向上を図るため、福知山市において市街地を分断している J R 山陰本線等の連続立体交差事業を引き続き実施する。

ロ 鉄軌道

鉄軌道については、輸送力の増強と輸送サービス水準の向上を図ることが必要であり、今後とも、京阪神大都市地域との連携や中核都市群の連携強化に努め、J R 山陰本線園部以北の複線化等を促進する。北近畿タンゴ鉄道は、沿線市町、住民の協力のもとに、地域における公共交通機関として施設・設備近代化等の整備を促進する。また、駅周辺の整備など地域活動の拠点として整備を促進する。

ハ 港湾

重要港湾である京都舞鶴港は、近畿圏の日本海側における対岸貿易を中心とした物流拠点として位置付け、港湾機能の高度化・近代化の推進を図ることとし、西港を外貿商港基地として、船舶の大型化、コンテナ化に対応できる港湾施設の整備を推進する。

また、港湾と背後圏地域を結ぶ陸上交通網については、国道 27 号を経由して近畿自動車道敦賀線へと連絡する臨港道路の整備を推進する。

地方港湾宮津港は、宮津コースタル・リゾート開発計画に基づき、宮津港全体を海洋性リゾート・レクリエーション拠点として海域環境創造事業の推進を図る。

ニ 漁港

漁業生産基盤として舞鶴漁港の整備を推進するとともに、さらには漁業の拠点機能を集積し海洋性レクリエーションにも配慮した整備を図る。

ホ 空港等

大規模災害時にヘリコプターの活用が有効であることから、ヘリポートについて、検討を進める。

(3) 公園・緑地等

本区域の公園緑地の整備水準は高いが、一部に偏在などが見られることもあり、都市部においては、今後の都市化・宅地化の進行に対応して、安全で良好な居住環境に資する公園の適切な整備と舞鶴自然文化園(舞鶴市)等の特

殊公園、三段池公園(福知山市)、紫水ヶ丘公園(綾部市)等の都市基幹公園の整備を促進する。また、これらの公園緑地の整備に当たっては、若狭湾国定公園等の優れた自然環境などとの関連のもとに体系的整備を図る。

(4) 供給施設及び処理施設

今後の地域開発の進展及び生活環境の改善と公共用水域の水質保全等を図るため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

本区域の一部では、水道未普及地区も見られるため、その解消を図るとともに、安定した供給を確保するため、平成 22 年度における給水人口約 212 千人を目標に、簡易水道等の統合等による広域化の促進を図る。

ロ 下水道

下水道については、生活環境の改善と公共用水域の水質保全等の必要性から、都市、農山漁村を問わず整備の必要性が高まっており、平成 22 年における下水道処理人口約 168 千人を目標に、若狭湾国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境の保全及び海を活かした観光振興の推進にとって重要な役割を担う宮津湾流域下水道事業の推進のほか、域内各都市の公共下水道事業等を促進する。

ハ 廃棄物処理施設

多量の廃棄物等の発生に対処し、循環型社会を構築するため、地域の生活環境へ配慮しつつ、処理施設の整備を推進する。ごみ処理施設については、福知山市において最終処分場の増設整備を進めるなど、廃棄物の適正処理とともに減量化・再生利用を一層促進する。

し尿及び生活排水の処理については、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、処理施設の更新を進めるとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備、拡充を推進する。

また、汚泥再生処理センター等の有機性廃棄物リサイクル施設整備計画の検討を進める。

(5) 河川、水路、海岸、治山・砂防等

河川整備については、これまでから計画的に整備を進めてきたところであるが、甚大な被害に見舞われた平成 16 年台風 23 号災害を踏まえ、被災箇所
の早期復旧はもとより、今後とも、より一層重点的な整備を進めるとともに、とりわけ由良川では中流部の連続堤の整備や、下流部での「緊急水防災対策」

による輪中堤や宅地嵩上げ等を促進し、防災拠点、人家の浸水被害防止に努める。また、大手川についても、「河川激甚災害対策特別緊急事業」の導入により抜本的な改修を早期に進める。

また、河川整備に当たっては、地域特性に応じて環境や景観に配慮し、うるおいとやすらぎのある河川空間の創造を図る。

特に、大手川流域においては、流域の連続性を踏まえた総合的な土砂の流出管理を図るため、治山、砂防、河川それぞれの整備を連携して事業を実施する。

砂防については、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。

特に、ハード対策としては、台風 23 号災害で被害を受け再度災害の危険性の高い箇所や避難所、災害時要援護者入居施設等を土砂災害から防止するため、柿ヶ成川、道屋川などで通常砂防事業、道芝地区などで急傾斜地崩壊対策事業及び落山地区などで地すべり対策事業を推進する。

治山事業については、山地に起因する災害の防止のために、集落・市街地に近接する山地災害危険地において重点的に復旧治山事業や予防治山事業を推進し、水源の涵養機能の拡充強化、良質な生活用水の確保・保全を図るため、由良川流域の森林において、治山事業を計画的、総合的に推進する。

日本海側海岸については、観光、海水浴など海洋性レクリエーションの場として広く利用されているが、侵食性海岸が多く砂浜の侵食が見られる。このため、天橋立地区等において侵食対策事業を実施する。

(6) 住宅等

公営住宅については、既存団地の老朽化や、家族形態の変化等による住宅需要及びその多様化に対応するために、建替や改善事業により質的向上を図ることとして、府営常団地（舞鶴市）の建替事業の推進等、区域の居住水準の向上を図るとともに、他の公的賃貸住宅制度とも連携をとりながら住宅セーフティネット機能の強化に努める。

また、将来に向けた良質な住宅ストックの形成を図るため、民間における良好な住宅建設やリフォームの推進等に向け、住宅市場の整備を促進する。

さらに、地域の創意に基づき地域特性に見合った質の高い居住空間の整備を行うため、市において住宅に関するマスタープランの策定を促進する。

(7) 教育・文化・研究施設

生涯学習時代を迎えるなど時代の要請に即応し、地域の実情に応じた多様

な学習活動の場として、学校施設の積極的な有効活用を図る。

京都創成大学や舞鶴工業高等専門学校、また大学コンソーシアム京都の遠隔講座の活用により、本地域における高等教育の充実を図る。

文化的施設については、生活の質的豊かさへの関心や芸術・文化に対する住民のニーズの高まりに対応して、既存の施設の活用を図るとともに、先人の築き上げてきた地域固有の文化を暮らしにいかすなど、ソフト面での充実を図っていく。

(8) その他の施設

イ 通信施設

地域イントラネット等国の情報化施策の積極的な展開を図り、高度な情報通信基盤施設の整備を推進する。また、京都府全域を結ぶ京都デジタル疎水ネットワークを活用し、各地において高度な情報通信の利活用環境を整え、各地域がこれにより個性的な地域づくりを進める。

さらに、災害時においても電気通信網の機能確保を図るため、衛星通信の活用や伝送路の多ルート化等防災対策を推進して安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。

ロ 医療施設

本区域の医療整備水準は、比較的高い水準にあるが、地域の医療水準の一層の向上を図るため、公立病院等の充実を図る。

また、救急医療体制については、1次救急・2次救急体制のいずれも、ある程度の整備水準が図られているが、公立病院等を中心に整備・充実を図る。

ハ 職業能力開発施設

近年の急速な技術革新、高度情報化、国際化等の経済社会の進展に対応する人材を育成するため、京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）等の職業能力開発施設の充実に努め、訓練内容の高度化に努める。

また、労働者の生涯を通じた職業能力の開発、民間支援機能の充実等、地域における職業能力開発のセンターとしての機能整備を促進する。

ニ 流通業務施設

北近畿と京阪神大都市地域とを結ぶ高速交通網の結節点としての立地条件を活かし、流通機能の一層の高度化を図るため、流通業務拠点の構想を進める。

ホ 社会福祉施設等

地域を基盤とした総合的な福祉サービスの充実を図るため、施設におけ

る指導・援助を必要とする人々が、できるだけ身近な福祉施設を利用することができるように、適正配置に考慮した施設整備を進めることとし、老人福祉施設、介護保険施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等の計画的な整備を促進する。また、高齢者や障害者が地域や家族のふれあいの中で暮らしていけるよう、生活空間のバリアフリー化や在宅ケアの一層の推進を図る。

9 環境の保全に関する事項

本区域においては、環境保全関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種生活環境施設の整備等により、環境基準等の達成を図るほか、事業の実施に当たっては、生活環境や自然環境を保全し、将来にわたって良好な環境を維持していくために、必要に応じ環境影響評価を実施するなど環境の保全に関する施策を積極的に推進する。

また、これらの環境保全施策との有機的関連を保ちつつ、土地利用、産業構造、交通体系等に関する施策を計画的に推進し、環境の保全における事業者責任を徹底させるとともに、日常生活や都市の構造と関わりのある都市・生活型公害や地球環境問題に適切に対応するため、環境基本法、京都府環境を守り育てる条例及び府環境基本計画等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負担の少ない持続的発展が可能な京都府社会を構築していく。

さらに、環境情報の収集・分析・検索を行うため環境情報の蓄積整備を図り、これを活用した発生源対策や総量規制対策等の充実を図るとともに新たな環境汚染の監視に努める。

また、自然公園法その他自然環境の保護、保全を目的とする法令による諸施策の総合的運用を通じて、自然環境の適正な保全に努めるとともに、快適な環境づくりを進めるため、自然環境の保全意識の啓発等を推進するとともに、自然公園の区域拡大・新規指定に向けて取り組む。

イ 大気汚染については、発生源対策として、施設の届出に当たっての事前指導の強化や、工場等に対する一般立入検査、ばい煙測定等の監視の強化を図っていく。特に、大規模なばい煙排出工場等に対しては、必要に応じて汚染物質の排出総量の削減のための指導を強化する。

ロ 水質汚濁については、産業排水対策として、工場・事業場に対して濃度規

制及び有害物質の地下浸透防止の徹底を指導する。生活排水対策として、下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設等の整備を図り、下水道においては窒素・燐等の削減と水質保全に関する府民意識の高揚を図るため、啓発事業等を推進する。

ハ 自動車排ガスや自動車交通騒音対策等については、発生源対策として、関係機関と連携した自動車騒音・排出ガスの最新規制適合車への代替推進、車両点検整備等の励行啓発、速度超過、整備不良車両及び過積載車両の取り締まりの強化を進めるとともに、低公害車等の普及等を推進し、さらに、それらに関する府民意識の高揚を図るため広報啓発を行う。

併せて、交通流・交通量対策・道路構造の改善、沿道対策等総合的な対策を推進する。

ニ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

ホ 関西電力株式会社高浜発電所に係る環境影響監視、調査研究に関する体制を充実強化する。

ヘ 関西電力株式会社舞鶴発電所に係る環境保全協定の遵守状況について監視を行う。

ト 生活環境及び自然環境の保全を図るため、市街地及びその周辺において、地域にふさわしい河川空間、都市公園、緑地、保健休養機能を有する森林等の保全・整備を推進し、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する。

チ 資源・エネルギー面での循環・効率化を進めるため、事業者や府民を含めたすべての人々が、それぞれの役割に応じた行動を促進するための指針策定など、環境への負担をできるかぎり少なくし、循環を基調とした地域づくりを推進する。

10 防災対策に関する事項

本区域においては、梅雨前線豪雨や台風などによる被害が毎年のように発生しているほか、台風や低気圧の接近により若狭湾沿岸に高潮を生じ、舞鶴市の沿岸で小規模ながら床下浸水や道路冠水などの被害を繰り返している。

特に、平成16年台風23号による豪雨に伴い、由良川、大手川をはじめとする多数の河川の氾濫や道路決壊等が発生した。

また、土石流や急傾斜地崩壊、地すべり等の土砂災害危険箇所も多く分布しており、各流域の自然的条件、社会的条件に基づき、人命の保護を優先しつつ、

計画的・効果的な治山・治水対策及び海岸保全対策を積極的に講じていくことが重要な課題となっている。

このため、京都府政推進の柱である府民の「安心と安全」を確保することを基本に、京都府地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的な防災を推進する。また、災害に強い多軸ネットワーク型の地域構造を実現するため、情報通信網、交通網等の多重化やライフラインの安全対策を講ずる等防災対策の一層の充実強化に努める。

(1) 震災対策に関する事項

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災にみられるように、大地震による被害は甚大かつ複雑である。従って、情報通信網、交通網の代替性・多重性を確保し、地震に強い都市構造を形成することが重要である。このため、緊急輸送道路等の主要道路、港湾、鉄軌道の整備を行うとともに、広域防災拠点の整備を検討する。また、ヘリコプターの利用が有効であるとの観点から、大型機も離着陸できるヘリポートの整備について検討を進めるとともに、トンネル、橋梁等公共施設自体の安全性の確保のための技術開発を促進する。さらに、地上系防災行政無線に加え、衛星通信も活用できる安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークを整備する。

建築物の防災対策については、既存建築物の適切な維持・保全を図りつつ、耐震診断・改修を促進し、特に、廃棄物処理施設、府立施設、防災拠点施設等について、耐震性の強化を図る。また、落下物対策及びブロック塀等の安全化を図るとともに、消防力強化のため、耐震性貯水槽を整備する。

災害発生時には、ライフラインの確保が不可欠であることから、ガス・電気・通信施設について、施設の耐震化・不燃化や系統多重化、応急供給体制の充実等を促進する。水道については、浄水場施設の耐震性強化や他系統間の接続などを図るとともに、管路のループ化や給水拠点の整備、緊急遮断弁の設置など、緊急時給水設備の整備を行う。また、ライフライン共同収容施設としての共同溝等の整備を促進する。

さらに、救急医療情報システムの充実や、災害拠点病院の機能充実など、総合的な災害発生時の緊急医療体制の充実を図る。

(2) 風水害対策に関する事項

風水害による災害を未然に防止するため、森林や農地、海岸の保全を図るとともに、治山・治水・土砂災害対策を総合的に推進し、風水害に強いまちづくりに努める。

森林や農地を保全し、災害を防止するため、機能が低下した老朽ため池の改修や、農業用排水施設の整備を行うとともに、森林が有する水源の涵養・防災機能を発揮させるため、適正な間伐・保育等の森林整備を一層積極的に促進し、さらに、荒廃森林において山腹緑化工事や治山ダム等の整備、雪崩防止林や海岸防災林等の造成に加え、針広混交林などの多様な森林等の造成等、気象災害に強い森林づくりを進める。

洪水等による被害を防止するため、大手川や牧川等において、流域の状況に応じて河川の改修を推進する。

特に、由良川下流部では、平成16年台風23号により甚大な被害を受けたことに伴い、「由良川下流部緊急水防災対策」を実施し、関係機関と事前調整を図り、防災アクセス道路や緊急避難道路の確保等を推進する。

市街地等では、都市型水害の解消を図るため、都市河川対策を重点的に進めるとともに、都市内の面的な雨水排水対策として都市河川の整備と調整を図りながら、公共下水道及び都市下水路の整備を促進する。

さらに、土砂災害を防止するため、土砂災害危険箇所において通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を推進する。

河川改修等のハード整備を着実に進める一方で、万一の被害を最小限におさえるためのソフト対策を推進していく。迅速かつ円滑な水防活動や避難を確保するため、水防警報河川の指定拡大、浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定等を推進するとともに関係機関との連携による情報伝達手段の強化など、より一層のソフト対策の充実を図る。

道路の安全性の確保を図るため、幹線道路等の多重化を推進するとともに、道路情報ネットワークシステムの整備、道路防災対策の推進等を図る。また、山間部の道路においては、降雨による侵食や風化などにより、落石・崩落等の危険箇所となりやすいため、落石・崩落等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所については、過去の被災頻度や被災要因などを調査点検し、必要な防災施設を設置する。

(3) 雪害対策に関する事項

冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実を図るとともに、消融雪施設、堆雪幅等の整備を推進し、路面情報等を収集・提供する情報システムの整備の推進の検討を進める。

また、雪崩・地吹雪等雪害に強い道路交通を確保するための整備を推進する。